

地方における消費税免税店の拡大について

○外国人旅行者による地方での旅行消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、地方の外国人旅行者向け免税店の拡大を推進。

※全国の免税店数:2016年10月1日 38,653店 →2017年10月1日 42,791店。1年間で11%増加。

消費税免税制度の拡充

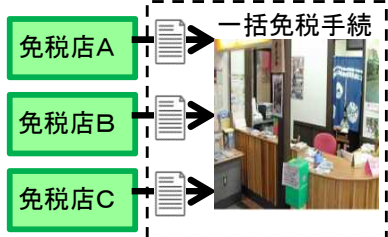
〈拡充第1弾〉 (2014年10月1日運用開始)

○全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。



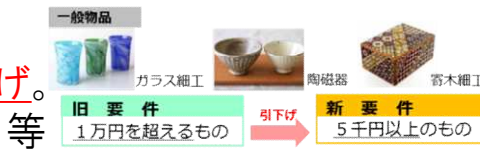
〈拡充第2弾〉 (2015年4月1日運用開始)

○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街や物産センター等において、免税手続きの一括カウンターの設置を実現。



〈拡充第3弾〉 (2016年5月1日運用開始)

○免税の対象となる、一般物品の最低購入金額の「10,000円超」から「5,000円以上」への引き下げ。



平成30年度税制改正

〈拡充第4弾〉

○「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を実現。(2018年7月1日運用開始予定)



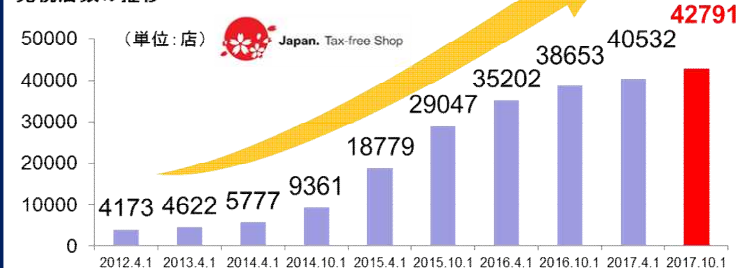
➡免税対象の判定が容易になることで、外国人旅行消費をより一層、活性化。

○「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代えて、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする。(2020年4月1日運用開始予定)

➡免税販売手続きの電子化により、購入記録票の貼付けが不要になることで、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を促進。

【免税店数の推移】

免税店数の推移

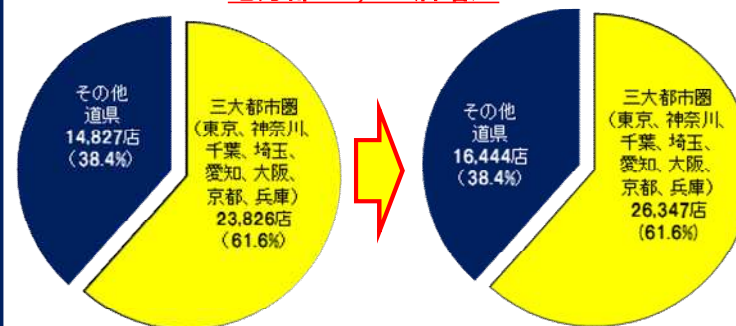


【三大都市圏と地方部の免税店数】

2016年10月1日
38,653店

2017年10月1日
42,791店

地方部で1,617店増加



「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において、「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」させることを目標としている。

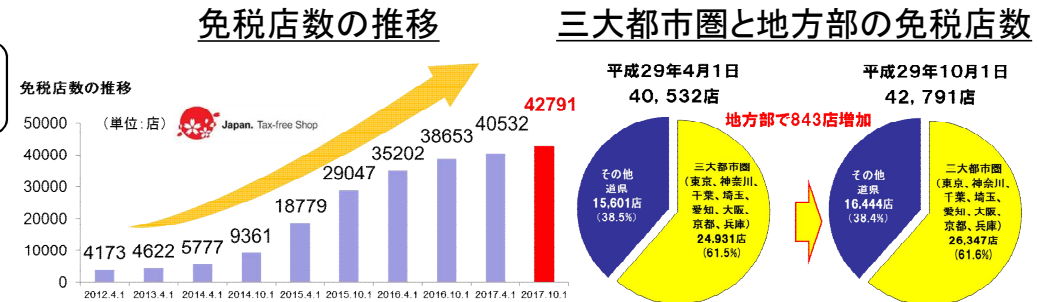
外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

免税販売の下限金額の判定に際し、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められることで、外国人旅行者の利便性が向上し、地方も含めた免税店数の更なる増加と外国人旅行消費のより一層の活性化を図る。

施策の背景

- 現行では、免税販売のためには、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれで下限額の要件(5,000円以上)を満たす必要
- 他方、外国人旅行者からは、商品購入時の「一般物品」と「消耗品」の判別が難しい等の不満の意見が多数
 - (参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約6割が「区分分けの基準がわからない」、「2つの区分ごとに購入金額の判定を行うことを知らなかった」等と回答
 - (判別が難しい商品の例) ストッキング、電池、万年筆インク等
- また、免税店からも、「合算が認められれば外国人旅行者の『買い増し』が期待できる」との声も多数

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)
- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
 - ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
 - ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」



要望の結果

○免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

〈現行〉



- ・5,000円以上
- ・特殊包装不要
- ・国内使用可
- ・国外持ち出し



- ・5,000円以上、50万円以下
- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し

〈追加〉



- ・合算で5,000円以上、50万円以下
 - ・特殊包装要
 - ・国内使用不可
 - ・30日以内の国外持ち出し
- 〈消耗品と同じ要件〉

※現行でも一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には消耗品の販売方法によることとされている。

これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設

外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化(消費税・酒税・地方消費税)

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税手続き(購入記録票の提出等)の電子化を措置する。

施策の背景

○現行では、外国人旅行者は免税店において旅券に購入記録票の貼り付け、割印を受けることが免税販売の要件

○他方、外国人旅行者からは、「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」等の声が多数

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約7割が「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」または「パスポートに貼付していた購入記録票が破れた、または剥がれた」と回答

○また、免税店からも、「購入記録票をパスポートに貼付、割印する手続きに時間がかかる」との声も多数



大量の免税購入により、購入記録票がパスポートに収まりきらないケース

○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)

○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

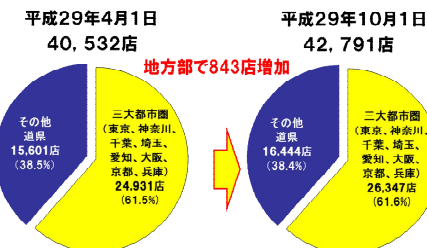
- ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
- ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

免税店数の推移

免税店数の推移



三大都市圏と地方部の免税店数

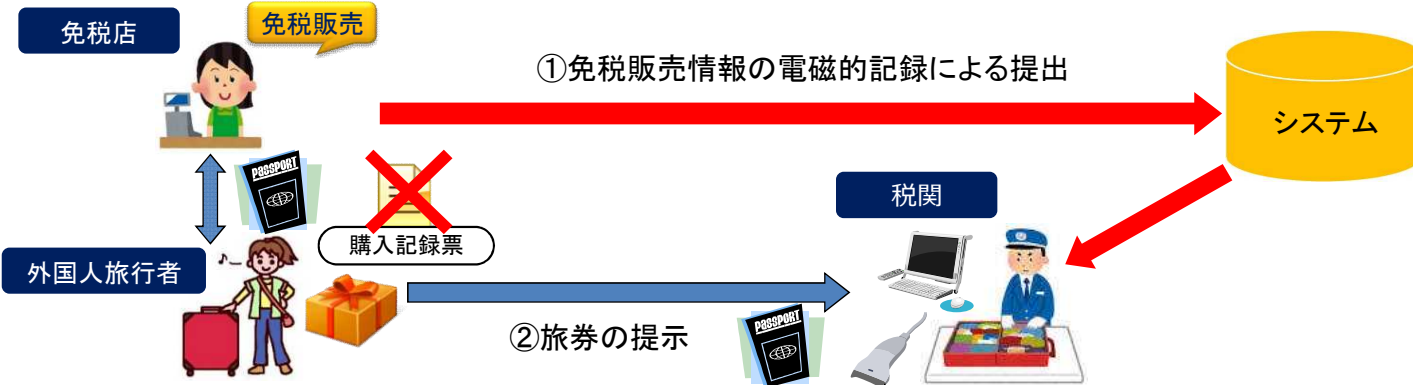


要望の結果

①現行の「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする。

②現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に代える。

<手続き電子化イメージ>



これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターを設置等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設